

第3 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路は、道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（平成30年7月11日消防予第423号通知）を踏まえ、次により取扱う。

なお、●は当庁において追加したものであること。

※道路の上空に設ける通路の取扱いの改正について（平成30年11月15日30予予第1055号予防部長通知）

1 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は1階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービスの水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。
 - 通路を介して接続する建築物について、消防用設備等の設置単位上の別棟とする場合は、当該通路の幅員を6m未満とすること。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建基法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

2 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について1個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

3 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - ア 通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。
 - イ 通路と通路を設ける建築物との間には建基政令第112条第19項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
 - ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に

支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。

- 通路を設ける建築物の外壁の開口部で通路の接続部分から3m以内にあるすべての開口部には、防火設備を設けること。

エ 通路には、建基政令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建基政令第112条第19項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。

- 接続する建築物に対する通路からの消防活動を踏まえ、原則として次の(ア)及び(イ)に適合する措置((イ)は通路の設置階が3階以上の場合に限る。)を講ずること。

なお、ただし書きを適用する場合にあっては、(イ)の基準に適合させること。

(7) 通路に設ける排煙措置は、次のa又はbによること。

a 排煙用開口部

(a) 手動及び煙感知器と連動して外気に開放できるものであること。

(b) 天井(天井のない場合は屋根)に設けるものにあつては、当該開口部の幅はおおむね通路の幅員で、長さは1m以上の大きさを有するものであること。

(c) 前(b)の開口部は、接続する建築物に近接した部分に設けること。

(d) 外壁に設けるものにあつては、両側に上空通路の長さの1/3以上で高さが1m(天井(天井のない場合は屋根)から下方1.5m以内の部分に限る。)以上のものその他これと排煙上同等以上のものであること。

b 機械排煙設備

(a) 手動及び煙感知器と連動して起動できるものであること。

(b) 排煙風量が $6\text{ m}^3/\text{sec}$ 以上のもので、排煙口の大きさはおおむね通路の幅員で、長さが10cm以上のものであること。

(c) 前(b)の排煙口は、接続する建築物に近接した部分の天井に設けること。

(d) 常用電源が断たれた場合に自動的に切り替り、かつ、30分以上運転することができる非常電源を有していること。

(4) 次のすべてに適合する消防隊が進入するための開口部を設けること。ただし、接続する建築物それぞれに、建基政令第129条の13の3に掲げる規定に適合する非常用エレベーターが設置されている場合又は当該階への進入が容易な場合は、この限りでない。

a 消防活動上有効な場所、かつ、接続する建築物に近接した部分ごとに1以上、計2以上設けること。

b 外部から容易に進入できる構造であること。

c 消防隊が進入するための開口部は、直径1m以上の円が内接するもの又は幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上で、床面からの高さが概ね1.2m以下であること。

d 消防隊が進入するための開口部には、その旨の表示を設けること。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととする。

(3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。

(5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(6) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を設けること。

(7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

4 その他

(1) 上記1から3までについては、道路の上空に設ける通路に係る法第7条の同意に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。

(2) 通路とこれを設けた建築物とを一の防火対象物として法第8条の規定を適用すること。ただし、公共用通路についてはこの限りではない。